

令和6年度 介護予防普及啓発事業  
「認知症チェックと予防」【教室型】【派遣型】における業務仕様書

1. 業務名

令和6年度 介護予防普及啓発事業 「認知症チェックと予防」【教室型】【派遣型】

2. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

3. 事業目的

本事業は、高齢者に認知機能検査を実施し、高齢者自身が認知機能検査の結果を把握し、認知症や認知症の予防のための知識、手法を学び、実践することで、継続的な認知症予防・介護予防に努めるための動機付けを行うとともに、認知機能が低下している者を早期に発見することを目的とする。また、参加者が正しい認知症に関する知識や相談窓口等を学ぶことで、認知症になっても安全に安心して暮らせるやさしいまちを目指す。

4. 基本事項

【教室型】【派遣型】

- (1) 参加者に認知機能検査を実施し、認知症に関する基礎知識や認知症予防に向けた行動変容の方法・実践等を含んだプログラムを提供し、自らの状態を把握した参加者が教室終了後も継続した認知症予防への取り組み促進を図る。
- (2) 参加対象者は、久留米市在住でおおむね65歳以上の者とする。

5. 事業実施にあたって

【教室型】

(1) 実施内容

- ① 事業実施に当たっては、(別表2)に記載する実施プログラムに沿って、下記の(ア)から(カ)の内容を踏まえた教室内容、会場設定、当日受付方法等を市と協議の上、具体的に計画すること。また、計画した教室の内容と参加者への配布資料について事前に市に提出、協議し、教室開始日までに了承を得ること。また、参加者への課題を除いた配布資料については参加者一人ひとりに資料用ファイルを作成し、教室初日に配布すること。
  - (ア) 計画の策定において、認知症予防に効果的な教室内容を計画することができる技能を有する保健師や作業療法士等が計画すること。
  - (イ) 講話や指導の実施時にはパワーポイント等を活用し、参加者にわかりやすく説明すること。
  - (ウ) 教室終了後も参加者が認知症予防を継続して取り組める指導内容にすること。
  - (エ) 市の既存事業の周知を行い、事業参加につながるような内容にすること。また、認知機能検査結果に応じて、専門医や地域包括支援センターにつながるような内容にし、該当者がいる場合は指導すること。
  - (オ) 参加者に市が準備するフレイルチェック、アンケートを行うこと。また、フレイルチェック表、アンケート用紙の配布、回収、集計し提出すること。
  - (カ) 感染症予防、安全対策に対応した会場設営、受付等を行うように努めること。

② 実施する認知機能検査は、「東京都老人総合研究所(現・東京都健康長寿医療センター研究所)と筑波大学精神医学」によって開発されたファイブ・コグ検査を実施すること。また、検査に係るDVD、検査用紙等、必要な備品を準備すること(プロジェクター及びスクリーン、スピーカーは、施設または市の備品を使用することができる)。なお、テストの採点にあたっては、採点が可能な法人等に委託することができる。

③ 実施するヒアリングフレイルチェックは、モバイル機器を使用し universal sound design inc. が配信する「みんなの聴脳力®チェック」アプリを実施すること。また、市への報告は受講者の名前と点数(聴取率、子音聴取率、母音聴取率)が含まれており、各会場で実施した点数を集計し提出すること。

(2) 実施担当者

① (別表2)に記載する各教室に必要な人員(専門職)を配置すること。ただし、安全面や実施プログラム内容を考慮して、必要と思われる場合は、適切な人員を増員して配置すること。

② 認知機能検査(ファイブ・コグ検査)の実施については、特定非営利活動法人認知症予防サポートセンターが開催するファイブ・コグ研修を受けた者を1名以上配置し実施すること。なお、ファイブ・コグ研修を受講したことが分かるもの(修了証等)を第1回目の教室開始前までに市に提出すること(写し可)。

③ ヒアリングフレイルチェックについては、市と実施方法やアプリのアップデート等情報を共有すること。また、universal sound design inc. が実施する研修等を必要に応じて受講すること。

(3) 実施場所は、市が指定する下記の場所で実施すること。

- ① えーるピアくるめ(久留米市諏訪野町1830-6)
- ② 三潞生涯学習センター(久留米市三潞町玉満2949番地1)
- ③ 南部保健センター(久留米市上津一丁目13-22)
- ④ コスモすまいる北野(久留米市北野町中3253)
- ⑤ 田主丸保健センター(久留米市田主丸町田主丸459番地11)
- ⑥ 城島げんきかん(久留米市城島町檜津739-1)
- ⑦ 総合福祉会館(久留米市長門石1丁目1-32)

(4) 実施日時は、(別表1)のとおり実施すること。ただし、天候の状況等によって、開催を延期または中止することがある。天候の状況や施設の都合等により開催できなかった場合は、中止や振替え等について市と協議すること。

(5) 定員は、(別表1)のとおりとする。

(6) 開催に係る会場の準備、設営、受付、後片付け、教室欠席の連絡受付、教室欠席者への連絡を行うこと。

(7) 広報、参加者の募集、決定通知に係る一切の負担は、市が負う。

(8) その他

① 教室欠席者に対して次回の出席を促し、結果を市へメールで報告すること。特に、認知機能検査の結果説明を受けていない場合は、出席を促し、出席した場合は結果について説明を行うこと。同一会場の最終日まで出席できなかった場合には本人の希望に応じて認知機能検査の結果について郵送し、電話にて結果説明を行うこと。

② 天候等により、日程変更等が必要と市が判断した場合、参加者への電話連絡を行うこと。

③ 事業実施中の参加者の事故等に備え、緊急時対応マニュアルを作成し、市に提出すること。

④ 事業開始前には、会場の下見や機器の接続等について確認し、円滑に事業が実施できるよう準備

備を行うこと。

⑤ 以下の物品を準備すること。

- ・参加者の名札、消しゴムがついていないBの鉛筆(ファイブ・コグ検査用)、資料用ファイル、その他必要な物

#### 【派遣型】

(1) 実施会場に、講師を派遣し認知機能検査と認知症予防に関する講話を実施する。

(2) 実施回数は、10回とする。

(3) 時間は1会場当たり90分とする。

(4) 定員は1会場20名程度とする。

(5) 市が指定する会場で準備設営を行うこと。

(6) 実施担当者

- ① 講師3名以上で対応すること。ただし、安全面や実施プログラム内容を考慮して、必要な場合は、適切な人員を配置すること。

(7) 実施内容について

実施する認知機能検査は、軽度認知障害の評価スケールとして開発された、Montreal Cognitive Assessment (MoCA-J) 検査を実施し、結果を受講者に説明すること。また、終了後も高齢者の団体が認知症予防の習慣を継続できるようなプログラムを提供すること

(8) その他

- ① 申込み受付は市で行う。

② 以下の物品を準備すること。

- ・消しゴムがついていないBの鉛筆 (MoCA-J 検査用)、資料用ファイル、その他必要なもの

6. その他 (留意事項)

① 市が提供する認知症支援ガイドブックを活用すること。

② 事業実施にあたっては、十分に安全に配慮して行うこと。

③ 事業実施中の参加者の事故等に備え、傷害保険に加入すること。また、加入後速やかに保険証券の写しを市に提出すること。

7. 実績報告及び委託料について

(1) 受託者は、各実施会場の教室が終了後、速やかに実施報告書を作成しメールにてデータ (PDF 等) で提出すること。ただし、複数会場分をまとめて提出することも可とする。

(2) 市は、実施報告書を受領後、速やかに検査を行う。

(3) 委託料は単価契約とし、単価は一会場あたりの事業運営費とする。また、委託料の支払いについては、受託者は検査合格後、請求書により委託料を請求し、市は速やかに支払うものとする。

8. その他

(1) 業務上取扱う個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律及び久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適切に措置すること。

(2) 契約に際しては、久留米市暴力団排除条例に基づき、別紙「誓約書」を提出すること。

(3) 受託事業者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成25年法律第65号。) を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。なお、市の取扱いについては、公式ホームページに掲載する「久留米

市障害者差別解消に関する職員対応要領」を参照すること。

(4) その他必要な事項は、市と受託事業者が協議のうえ決定する。